



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	明代の茶業と国家統制
Author(s)	佐久間, 重男
Citation	北海道大学人文科学論集, 1, 1-44
Issue Date	1962
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/34268
Type	departmental bulletin paper
File Information	1_PR1-44.pdf



明代の茶業と国家統制

佐久間 重男

は し が き

一 産茶地域の分布と生産額

二 茶園経営と茶の製造法

三 通商法の施行と茶課の徴収

四 通商法と禁榷地との関係

む す び

は し が き

中国における飲茶の風習は、はじめ四川からしだいに揚子江の下流域に伝播し、六朝時代にはおおむね江南地方に全般的に普及し、ついで華北にも及び、八世紀の唐代には茶は中国民衆の日常生活の必需品となっていた。⁽¹⁾その後、宋・元・明においても同様に普及発達したことは、元の王禎の農書卷一茶の条に「夫茶靈草也、種之則利博、飲之則神清、上而王公貴人之所尚、下而小夫賤隸之所不可闕、誠生民日用之所資、国家課利之一助也」とあり、明末の徐光啓もこれを引用しているところから容易に推察しうる。⁽²⁾そればかりでなく同時に、飲茶の習慣は中国の周辺諸民族の間にも波及し、唐代には回紇・吐蕃に、宋代には契丹・西夏・女真・西蕃などの外民族に感染して、中国茶がバスター制による貿易關係に重要な役割を果たすにいたった。

すでに内外において生活必需品となつた茶の需要増加は、当然のことながら産茶地域の拡大を招き、中国専制国家の注目するところとなり、右の王禎の文に「国家課利之一助」というごとく、歴代政府は国家の財政収入の面から或いは茶に課税し、或いは權茶法（茶の専売）を実施するとともに、あわせて辺境の軍餉輸送や周辺民族の統御策に茶を利用した。明代の茶業にたいする政府の政策は、基本的には宋代のそれを受け継ぎ、陝西・四川の両域に權茶法を、その他の国内全土にたいしては、特定の制限を設けて商人の販売を許す通商法を実施した。

しかし、明代の茶法に関する文献は權茶法の施かれた陝西・四川の両域について専ら論及され、広大な国内の通商法に関しては極めてその資料に乏しい憾みがある。⁽³⁾そこで本稿では、第一に不充分ではあるが零細な資料を通じて、明代の国内需要に供した産茶地域の分布、茶戸の茶園経営と製茶方法、ならびに需給関係における通商法の実態を考えてみたいと思う。そのことは、その後の清代の外国貿易における中国茶の発展をみるとき、軽視しえないものと言わねばならない。さらに第二に、明政府が最も重視した陝西・四川の權茶地域と通商法との関係を中心に、当時の政治的国際的關係に示した茶の役割と政府の政策、ならびに中期以後の社会經濟の進展にともなう權茶法の変遷崩壊の状況を考察することにする。

一 産茶地域の分布と生産額

中国の産茶地域の分布は、今日の經濟地理学の上から観て、南シナ及び西シナの全体にわたり、茶樹は北緯二四度から三二度に及ぶ間、すなわち湖南・湖北・江西・安徽・浙江・福建および広東の諸省において最もよく繁茂するとされている。その自然的条件として、茶樹は摂氏零下一〇度までの寒氣に遭つても被害を蒙らずに堪えうるが、夏季には豊富な降雨とならんで、五カ月ないし六カ月間、均等な暑い氣温が続くことを要し、右の諸地方はこの二つの条件が充足されているところであると言われる。⁽⁴⁾

さらに中國の秦嶺山脈の南方諸地域に広範に分布する赤色砂岩層の土質は、茶樹の栽培に最も適しているとされるが、右の各省の産茶地域がほぼこの土質に該当することは言うまでもない。

中国歴代の産茶地域も、現代の経済地理学上、地質学上の見地に充ちていたことには変りないと言えよう。すでに内外に茶の普及をみた唐代に、産茶地として知られたところは広範囲にわたり、陸羽の茶経により今の省に引直していえば、江蘇・安徽・河南・江西・湖北・湖南・陝西・四川・浙江・福建・広東・貴州の十二省を数え、その後ほとんど変りはなく、ただ宋代には広西省に、明清時代には雲南省にまで拡がったにすぎない。しかし産茶額においては、時代的にかなり異同が生じ、唐代には四川が第一位であつて、湖北・浙江・江蘇・安徽がそれに続いたが、宋代になると、今の江西地方の製茶業が旺盛となつて産茶額の第一位を占めた。さらに清代に入ると、外国貿易の隆盛と相まつて製茶業はますます発達し、とくに産出額において優位を占めたのは湖南・湖北・安徽・福建・江蘇・浙江などで、なかならず湖南の発展が最もめざましく、民国の初めには年々二百萬担前後を出して第一位にあつたといわれる。

さて明代の産茶地については大体前代と同様であつて、地域的には南直隸・浙江・江西・湖広・四川・陝西・河南・広西・貴州・雲南および福建の各省があげられる。明史食貨志の編者は、陝西・四川の茶法を精しく論及した最後に内地販売を目的とする産茶地につき、つぎのように総括しているにすぎない。すなわち、「其の他、産茶の地には南直隸の常・廬・池・徽、浙江の湖・嚴・衢・紹、江西の南昌・饒州・南康・九江・吉安、湖広の武昌・荊州・長沙・宝慶、四川の成都・重慶・嘉定・夔・瀘あり。商人の引を中するには、即ち応天・宜興・杭州の三批験所に於いてし、茶課を徴するは、即ち応天の江東・瓜埠に於いてし、蘇・常・鎮・徽・広徳より浙江・河南・広西・貴州に及び、皆な鈔を徴し、雲南は即ち銀を徴す」と。この文章の前半は、皇明名臣經濟録卷三戸部・茶法の条に

又如南直隸常州府・廬州府・池州府・徽州府、浙江湖州府・嚴州府・衢州府・紹興府、江西南昌府・饒州府・南康府・九江府・吉安府、湖広武昌府・宝慶府・長沙府・荊州府、四川成都府・保寧府・重慶府・夔州府・嘉定州・

瀘州・雅州等処、俱係産茶地方、云々

とあり、成化年間の戸部左侍郎王恕の上奏文に拠つたものと考えられる。これは明代中期の主要産茶地区の概況であつて、明史編者が右の記録から故意に四川の保寧府・雅州の兩地を除いているのは、それらの地が明初、權茶法の施行区域に入つていたからに相違ない。言葉を変えていえば、明史編者はこの兩地を除くことによつて、明初の内地販売のための主要産茶地区を示したのである。明史の原本はいうまでもなく王鴻緒の明史彙編であり、これも同様に記している⁽¹⁰⁾ので、むしろ王鴻緒の意図がそこにあつたとして差支えない。さらに明史食貨志の後半の文章については、明史彙編の原文にも同様に記すが、これは萬曆會典卷^七戸部^三課程^六の各処茶課鈔数の統計に表示された地名に基づき、編者がこれを文章化したものといふことができる。

萬曆會典の各処茶課鈔数の統計数字を表示すると、つぎのごとくである。

地名	茶課額	（宝鈔は貫以下省略）
応天府（江東・瓜埠巡檢司）	鈔 一〇〇、〇〇〇貫	
蘇州府	// 二、九一五貫	
常州府	// 四、一二九貫	
	銅錢 八、二五八文	
鎮江府	鈔 一、六〇二貫	
徽州府	// 七〇、五六八貫	
広徳州	// 五〇三、二八〇貫	
浙江	// 二、一三四貫	
河南	// 一、二八〇貫	

広	西	鈔	五、九三〇貫 ¹²⁾
貴	州	〃	八一貫
雲	南	銀	一七兩

この会典の茶課額表示がいつのものであるか明記されていないので、断言はしがたいけれども、おそらく初期以来の茶課の原額数を掲載したものであらう。茶課というのは、内地の通商法地域においては、原則として商人の茶の販売許可証である茶引にたいする税である。明の制度をそのまま踏襲した清朝では、茶課について、乾隆大清会典卷七戸部、雜賦の条に

凡山郷宜茶之地、土人樹芸為業者無徵、惟商賈輻運而售之民者、徵其商曰茶課

とあり、茶課が茶商から徴収されることを明確に規定しているが、これは明朝でも同様であつた。茶課は茶商の茶引にたいする税であるところから、引課もしくは引税ともよばれる。明代、茶引一枚は茶百斤の販売券を意味し、その納税の茶課は鈔一貫文と規定されている。したがって、右の表について茶課額の紙幣としての宝鈔総額は約七〇萬貫に達し、政府発行の茶引数も約七〇萬枚を数えたことになる。しかし右表の地域には、主要な産茶地域とみられる江西・湖広・四川¹³⁾などの茶課額が、いかなる理由によつてか示されておらず、もし仮りに中央南京戸部に報告されたものだけを掲載して、地方経費に存留したものが除外されているとすれば、全体的にはその数ははるかに増して一〇〇萬にも達していたであらう。年額一〇〇萬貫の茶課は、一億萬斤の茶の数量に相当し、それにかんがりの私茶が横行したことを考えあわせると、実際の生産額はその数量をはるかに凌いだであらう。右の統計表は、その点不完全で全体を推計することは困難であるけれども、右表で知りうる限りにおいては、南直隸の広德州・徽州府の茶課額の合計が鈔五七萬余貫で、他の地を抜きんでおり、この両地は今の安徽省に属しているから、明代には安徽省が生産量においても他に冠絶していたことを反映しているといえよう。かように見れば、茶の生産額の多寡は時代によつて地域に移

動を生じ、唐代には四川、宋代には江西、明代には安徽、清代には湖南がそれぞれ第一位を占めたことになる。

明代、銘茶の産地については、寧波の人、羅廩^{りん}の茶解に、

按唐時産茶地、僅僅如季疵^し所稱、而今之虎丘・羅吟・天池・顧渚・松羅・竜井・雁宕・武夷・靈山・大盤・日鑄・朱溪諸名茶、無一与焉

とあり、季疵は茶經の著者として有名な唐の陸羽を指し、陸羽の時代には見られなかつた虎丘・羅吟・天池・顧渚・松羅・竜井・雁宕^{とう}・武夷・靈山・大盤・日鑄・朱溪などの産地の茶があげられている。また崇禎松江府志卷六物産の条には、

茶於江南最著者、顧渚・松羅・虎丘・竜井、吾郡未有稱也

といい、顧渚・松羅・虎丘・竜井の茶は當時の名品で、松江では元末以來、上質の茶を出してはいるが、広く植樹されず、その名も他地方にまで知られていないと述べている。もつとも、これらの名品のなかで浙江省湖州府長興県の顧渚の茶は、唐代にすでに著われていたとされるが、顧渚と羅吟の茶が大体同一地域のものであることは、錢塘の人、萬曆年間の許次紓^{しよ}の茶疏^{しよ}のなかに、

近日所尚者、為長興之羅吟、疑即古人顧渚紫筍也、介於山中、謂之吟、羅氏隱焉、故名羅、然吟故有數処、今惟洞山最佳

とあるによつて知られ、明代にはその地の洞山の採茶が最もよく、顧渚・羅吟いずれもの名で流布していたといえる。同じく茶疏には、

江南之茶、唐人首稱陽羨、宋人最重建州、于今貢茶兩地独多、陽羨僅有其名、建茶亦非最上、惟有武夷雨前最勝とあり、陽羨は江蘇省常州府宜興縣、建州は明代の建寧府、今の福建省建甌縣である。唐代には陽羨、宋代には建州北苑の茶が絶品と称されたことは周知のごとくであり、また明代にもこれらの茶が上供用の貢茶に指定されているが、

實際は福建省崇安県の武夷の雨前茶が最も秀れている、と指摘している。雨前茶は茶の銘柄でもあろうが、穀雨前すなわち陽曆四月二十日以前の早春に摘まれる茶の意味である。一八世紀以来、Boheaの名で西欧に知られた武夷山の茶は、元のととき宋の建州北苑を廢して官営の焙場をその地に置いたが、その生産はまだ少なく、明になって悉く官場を廢して民に利を聞き、しだいに活況を呈して巷間に重視されるにいたったことが注目される。

さらに茶疏にはそれに続いて、徽州府歙県の松羅、蘇州府吳県の虎丘、杭州府錢塘県の竜井の茗茶が香氣豊郁にして相雁行していること、浙江の産茶地にはまた天台県の雁宕、括蒼山麓の大盤、東陽県の花華、紹興府の日鑄などがあり、みな武夷と相伯仲していること、福建では武夷のほか泉州府の清源山あり、加工よろしきを得れば武夷にすぐものであり、湖広では宝慶府、雲南では昆明県の五華山があることをあげ、これらはいずれも著名なものであるが、その他名山の産茶はこれにとどまらないであろうとしている。蘇州の人、馮時可の茶録⁽¹⁸⁾には、

蘇州茶飲徧天下、專以採造勝耳、徽郡向無茶、近出松蘿茶、最為時尚

と見え、とくに徽州府の松羅茶が明代に重視されるにいたったことを記している。この茶は元來、僧大方によつてはじめられ、かれは蘇州の虎丘にながく住んで茶の採造法を会得し、のち松羅に移住して茶園をいとなみ、その製法はなほだ精なるをもつて、遠近の客争うてこれを買ひ、市場価値を高めて松羅茶と称したという。徽州府では従來黄山に茶を出したが、製造に法を得ず、松羅茶の出現によつて、その製法が各地に流布せられた。⁽¹⁹⁾

その他の産茶地には、萬曆湖広總志卷二「方産の条によると、湖南では長沙府の湘潭・益陽・安化の諸県、辰州府の溆浦県があり、後者では早春・白茅・鈎鈎・紙隔の茗茶を出したといひ、湖北では武昌府の崇陽・嘉魚・蒲圻の諸県、荊州府の夷陵州・歸州などがあげられている。夷陵州および歸州は、それぞれ峽州の碧間明月、巴東の真香の茗茶産地として前代以來知られたところである。なお、長江以北で有名であつたのは安徽省の廬州府霍山県で、許次紓の茶疏に、

天下名山必産靈草、江南地煖、故独宜茶、大江以北則称六安、然六安乃其郡名、其实産霍山県之大蜀山也、茶生最多、名品亦振、河南山陝人皆用之

といい、霍山の茶の生産量は最も多く、したがって名品もまたそのなから出て、河南・山西・陝西など華北方面に販運使用されたことが知られる。

宮廷御用の上供茶すなわち貢茶は、以上にあげた銘茶の諸産地から上納せられたが、なかでも最も多量を占めたのはすでに指摘した福建の建寧府の茶であった。建寧府の貢茶について、明の太祖実録洪武二十四年九月庚子の条には、詔建寧歲貢上供茶、聽茶戸採進、有司勿与、初天下産茶去処、歲貢皆有定額、而建寧茶品爲上、其所進者、必碾而揉之、压以銀板爲大小竜団、上以重勞民力、罷造竜団、惟採茶芽以進、其品有四、曰探春・先春・次春・紫筍、置茶戸五百、免其徭役、俾專事採植、云々

とあり、また明末の朱健の古今治平略卷二「国朝茶權」の条には、

其天下茶貢、歲額止四千二十二斤、而福建二千三百五十斤、建寧所貢、有探春・先春・次春・紫筍及薦新等号、則福建茶貢、固甲于天下也、每貢入必碾揉爲大小竜団進、高皇帝以勞民力也、命罷造、照諸処独採芽以進、復上供戸五百家

と記している。建寧の貢茶ははじめ、唐宋の例にならない竜団の形で上納せしめたが、太祖はその製法が民力を勞する点から、葉茶すなわち煎茶の形で上納せしめ、かつ上納戸の徭役を免除して茶業に専念せしめた。しかし地方官憲の上納戸にたいする徴収督促は厳しく、茶戸はその圧迫を畏れて往々賄賂を入れる有様だったので、かさねて官憲の干渉を禁じ民力を緩和したのが、右の実録の記載である。竜団は臘茶とよばれるもので、その製法は、上等の茶芽を碾すなわち挽臼で細末に揉みつぶし、これに腦子などの香ならびに膏油をまじえ、さらに銀板でもって押しかためて大小の餅状につくり、その上にまた香油を塗るという作業過程を要した。これは片茶・餅茶の一種であるが、極上の精

製品で、従来主として貢納に供され、民間でもきわめて珍重されて入手困難であつたことは、当時「黄金は得やすきも竜餅は得やすからず」といふ諺があつたことからもうかがわれる。しかし明初はやくも、その製法を罷めて葉茶の法にかえたことは、上納戸の負担軽減もあるが、当時の社会一般の飲茶の嗜好が、団茶・片茶に代つて葉茶の愛用に移りつつあつたことを反映するものであろう。

建寧の茶の銘柄には、探春・先春・次春・紫筍および薦新などの品目があり、いずれも茶の新芽を採つて加工した上等の煎茶で、上供品として珍重せられた。そして福建の貢茶が量的にも最も多く、全国貢茶の約半分を占めたことは、古今治平略に指摘する如くであるが、全国貢茶の内訳について、欽定統文獻通考^{卷二}土貢考には、つぎのように記載している。すなわち、南直隸五〇〇斤、浙江五二二斤、江西四五〇斤、湖広二〇〇斤、福建二、三五〇斤にして、すべてで四、〇二二斤に達している。しかし全国貢茶の年間総額は、中国茶の總生産量のごく一部分にすぎず、大多数の生産茶は陝西・四川の一部の權茶法地域を除くと、通商法による商販に附されて民間に供給されるものであつた。

二 茶園経営と茶の製造法

当時、茶の栽培されるところは茶園・茶圃・山場などとよばれ、その生産者は茶戸・園戸もしくは山戸などと称された。かれらは戸籍上は民戸の籍に編入され、一般民戸と同様に田賦徭役の義務を課せられた。さきに指摘したごとく、貢茶として上納する建寧の茶戸五百家が徭役免除をうけたことは、逆に貢茶を出さない茶戸が徭役の対象にあつたことを意味する。同じことは、天下郡国利病書^{卷三}江南、寧国府の条に

芽茶・葉茶、宣城茶戸採納、官瓶^二宣城^一茶戸造納、復役与園戸埒

とあり、安徽省宣城県の歳貢項目に芽茶・官瓶があり、芽茶を貢納する茶戸は官瓶貢納の茶戸と同じく徭役を免ぜられたことが知られる。さらに權茶地域の四川の例ではあるが、太宗実録の永樂十一年十二月庚申の条に、

四川漢州什邡縣言、縣民自永樂五年至十年、虧官茶十六萬六百五十斤、乞折輸鈔、上諭行在戶部臣曰、此因近歲役民伐木妨其採弁、如又令納鈔、民不能堪、況叢爾小邑、虧茶動以萬計、累年所負、取償一時、有司逼迫之、必有鬻田產子女以免責者、其悉蠲所虧

と見え、成都の北方の什邡縣の茶戸にたいする永樂五年から十年にいたる間の滞納欠額の官茶は、鈔に代えて徴収すべきことが上申されたところ、永樂帝はそれに答えて、その原因が茶戸を伐木の役に徴用して茶の採弁を妨げた結果であるとし、かりに滞納官茶を鈔に代えても民の負担軽減にはならず、もし官憲が一時にこれを取りたてれば、田産子女を売つて責を免れることにもなるので、その全額を免除すべきであるとした。このことは、茶戸が民戸同様に徭役の対象にあつたことを明確に示している。通商法地域の茶戸にあつては、もとよりのことであつたといえよう。

また茶戸が茶園・茶園を所有し経営する場合、その税が支払われたかどうかについて、通商法地域では明確な記述を見出しがたいけれども、茶戸の茶の栽培地は田土項目のなかに含まれて、当然課税の対象となつたと考えられる。陝西・四川の權茶地域では、政府が官茶を確保する必要上、茶戸の栽培する茶園にたいし、茶樹の株数を基準に十分の一税として、現物の茶が徴収されたことが知られ、これも茶課と称せられた。王圻の続文獻通考卷²²征權考、茶の条には、宣德四年（四二九）に四川の茶戸の徭役を免じたことを載せたなかに、

時四川江安縣茶戸訴、本戸旧有茶八萬余株、年深枯朽、戸丁亦多死亡、今存者皆給役於官、無力培植、積欠茶課七千七百余、郡県責徵日急、乞賜減免并除雜役、得專弁茶課、庶無逋負、云々

とあり、茶戸の茶園から納める税が茶課といわれたことを知りうる。さきの実録の永樂年間における什邡縣の滞納欠額の官茶なるものも、同様に茶戸の上納する茶課を意味していたといえる。このように權茶法地域では、茶戸の納める税は茶課といわれたが、通商法地域にあつては、茶戸の茶園の税目は何であつたらうか。通商法地域での茶課は、すでに指摘したごとく茶商から徴収する茶引にたいする税であつて、決して茶戸を対象としたものではない。さらに、

さきにも掲げた乾隆大清会典には「凡山郷宜茶之地、土人樹芸為業者無徵、云々」とある如く、これらの茶戸が清初にまったく無税の状態におかれたように記しているのである。しかし明代には、權茶地域の茶戸は茶課を納める義務を課されているのたいし、通商法地域の茶戸が無税放免されるということがあり得たか。そんなことは決してあり得ないわけで、通商法地域では明初以来茶戸の生産する茶は何れも、その茶園の地畝もしくは茶樹の株数を基準に、一般貢賦のなかに含まれ芽茶・葉茶の名で現物徴収される建て前であつたようである。^(補注)それが中期以後はおおむね折納化され、多くは一般貢賦もしくは田賦のなかに一括納入せしめられることになったと考えられる。

茶戸は一般民戸と同様に特殊の場合を除き田賦徭役の負担を課せられていたが、茶はすでに前代以来国民の日常生活の必需品となっていたので、茶戸自身は商品流通過程の一環をになう小商品生産者としての性格をはじめから帯びていたといえる。ことに通商法地域では、その傾向が強かつたと思われる。元来、中国での茶の栽培は概ね山間丘陵地帯で行なわれており、さきの大清会典の凡そ山郷宜茶の地というは、その一般的現象として理解される。また乾隆四川通志卷三^三風俗の条に、雅州府の産茶地について、

山多田少、地瘠耕勞、男勤本業、婦不外飾、近山人戸、藉採茶為業

と見え、近山の戸が採茶を業としたというのもこれを示している。山間僻地で穀田の少ないところでは、農家経済の補助手段として茶が副業生産の役割を果していたといえる。さらに四川の茶戸が国家の徭役負担に追われ、茶課を何年も滞納せざるを得なかつたことは、かれらの経済が家族労働を中心とした小規模の零細経営であつたことを推測させる。しかし茶戸が茶の生産を副業としたか本業としたかは、かれらのおかれた地理的条件によつて異なり、山間部の穀田の極めて少ないところは、いやでもこれを本業としてそれに依存せざるを得なかつたであろう。逆に比較的穀田の開けた地域では、副業生産を主とするものが多かつたろうということも考えられる。何れにせよ、茶はすでに商業作物として流通過程に登場しているので、それへの依存の度合が漸次増大したことは否定し得ない。

そのことは、明の中頃からやや顯著に認められる。陝西漢中府下の權茶地域の例ではあるが、楊一清の楊石淙奏疏^にに

成化年間以來、各省逃移人民、聚集栽植、茶株數多、已經節次編入版籍、州縣里分俱各增添、戸口日繁、茶園加增、不知幾處

とあり、成化年間二四六五七八七以來、漢中府の産茶州縣に各地から集まる移住者が、多く茶の生産に従事して茶園増加の著しかったことが知られる。これは、延安府綏德州の知州洪平がみずから漢中府の金州ならびに西郷・石泉・漢陰三県に赴き、その地の里老と一緒にたつて行なつた茶園人戸の実態調査の報告、ならびに陝西按察司僉事唐希介の調査報告に基づき、楊一清の行なつた上奏である点、かなり実証性のあるものといわねばならない。さらに同疏には、

訪得前項州縣、所産茶斤、不仮種^{いとま}植、隨田而出、荒山茂林、耕治燔灼之余、茶從而萌蘖焉、民獲其利、一家茶園有三五日程歷不遍者、有百余戸所佃茶園止幫一戸茶課、其甚少者亦多贏余、較之農夫終歲勤動而恐不贍、又稱貸以輸官者、難易不同、故漢中一府、歲課不及三萬、而商販私鬻至百余萬、以為常、是其明驗也、況先年茶園亦有消乏、未蒙除豁、新開茶園日新月盛、漫無稽攷

とあり、当時の茶業の發展に関してきわめて貴重な資料を提供している。そのなかには、移住者の荒山開墾による茶樹栽培がみられたばかりでなく、茶栽培の農地への浸蝕も著しかったことが認められ、その結果、一家の茶園にして三日ないし五日かかつて廻りきれない程の大茶園所有者ならびに百余戸の佃戸をかかえた大茶園主の出現などもみられたことを知りうる。かかる広大な茶園の存在やその経営形態が佃戸による地主経営をとっていたことは、この時期の封建的土地集中制と密接な関連をもつものとして注意すべきであろう。また小さな茶園の自作家族経営も、これを一般農家經濟に比べると、はるかに有利な營業とみられた。漢中府の茶課は十分の一税として原額茶三萬斤に足り

なかつたが、実際の私販の茶は百萬斤にも達したといわれ、營利追求のために新開茶園の日に増加するなかで、新旧茶園内の茶戸の階層分化も激化しつつあったことを物語るといえよう。右の記録は、楊一清の弘治十八年（一五〇五）二月の上奏となつてゐるので、かかる現象は一五世紀中葉から一六世紀の初期にかけての実情を示すものといつてよい。

これは陝西の權茶地域のことであるが、通商法の施かれた江南その他の産茶地域ではどうであつたか。江南地域はいうまでもなく当時經濟の先進地帯であり、人口は他地にくらべて稠密で大量の茶の需要地であつたから、そのヒンターランドの茶園の發達情況は十分に予想しうることである。しかしそれがどのような形で行なわれたか、これを資料的に裏付けることが極めて困難である。おそらく漢中府の場合と同じような現象がみられたことであろう。また茶樹の栽培は季節的な集中労働を要し、春摘の時期には大中茶園では臨時の雇傭労働もかなり行なわれたことと考えられる。安徽省の霍山県は茶の生産量の極めて多いところであるが、順治霍山県志卷二「茶考」に採茶期の情況を記して、

男婦錯雜、歌聲滿谷、日夜力作不休、校尉・寺僧・富商大賈、騎縱布野、傾囊以值、百貨駢集、開市列肆、妖冶招搖、亦山中勝事

とみえ、茶摘のときの労働力の多いことや、その生産茶の取引のためにその地に茶市が開かれ、遠近の茶商その他が集まり活況を呈していたことを彷彿しうる。これは明末清初的情況であるが、屈大均の広東新語卷四「食語」、茶の条には、広東の南海県の西樵が茶山とよばれたといひ、その地はかつて方文襄・文簡二公が山中に學を講じたところで、それに関連してつぎのように記している。すなわち、

文簡嘗治雲谷精舍、中有稻田茶丘十余畝、旁有人居七八村、皆衣食於茶、云々

とあり、方文襄は南海の人、方献夫のことで明の正徳中（一五〇六—一二）病で一時官を去り西樵の山中に読書すること十年に及んだというから、右の記録はその時期のことを伝えたものと判断される。そうだとすれば、一六世紀のはじめにはすでに西樵山中の七、八カ村の居民はすべて茶業に依存していたといえる。かかる情況は漸次周辺にも波及し、

同書にはまた、

珠江之南、有三十三村、謂之河南、寧志所謂河南之洲、狀若方壺是也、其土沃而人勤、多業芸茶

と見え、広州の河南三十三村では多くが茶樹の栽培を職業としたことが知られ、明末清初にかけてその地の茶は河南茶と称され、徽州の松羅茶にも劣らぬものとして、新茶の時期には毎朝はやく仲買商を通じ珠江を渡って広州城内に販運されていた。⁽²⁶⁾

以上のことは、植茶法地域と通商法地域とを問わず、また全面的にせよ部分的にせよ、これらの茶戸が明代中期以後すでに市場生産に依存して生活する小商品生産者となっていたことを示している。そして茶園内部には新旧の交迭、大小茶園の発達をみて、不斷に茶戸の階層分化も進んでいたが、しかしその経営形態には、大茶園の地主的経営にみられる如く、一般民戸の場合と同じく封建的支配が強く温存されていたといえるのではなからうか。

つぎに当時の茶樹の栽培と製法につき、簡単にふれておきたい。茶の栽培地の大多数は、すでにみた如く山間の丘陵地におかれた。茶樹の栽培は徐光啓の農政全書に四時類要を引用して述べているが、それによると蕃殖は種子によつて行なわれ、茶樹の実の熟したとき種子をとり、これを湿土とかきまぜて籠に盛り薬草で蔽つて冬の間凍らないように保存しておく、早春陰曆二月のころ取り出して定められた茶園に直播する。その方法は、茶園に二尺ごとの間隔をおいて周囲三尺の円を描き、その円内に一尺の穴を掘り堆肥を入れて土とまぜ合せ、その上に六〇七〇粒の種子を配し厚さ一寸位に土をかけ、生えた苗木は適当に間引いて成育させ、二年後から糞便・蚕糞などの施肥および除草を行ない、三年後には高さ一・二尺の叢林となり収茶できるといふ。平地での栽培には、とくに両畔の間に深い溝をつくつて排水をよくし、根に水が浸みて腐死することを防いだ。このような蕃殖法は、現在までほとんど変らなかつたようである。⁽²⁸⁾

茶の摘葉期は地域によつて一定していないが、江南地方では清明穀雨が摘茶の候といわれ、穀雨前後すなわち四月

二十日前後が最も適当とされた。同じ江南でも浙江の羅嶺の山中では、その地がやや寒い⁽²⁸⁾ため夏前には採摘せず、正夏に一番茶を收穫して春茶とよび、その前に試みに摘んだものを開園とよび、最も高価な茶であつた。一番茶が收穫されてから一カ月おきに二番茶、三番茶が收穫されるのは、大体現在と同じであつたろうと思われる。とくに明の中期以後には秋にも收穫がみられるようになり、許次紆の茶疏には、

往日無有於秋日摘茶者、近乃有之、秋七八月重摘一番、謂之早春、其品甚佳

と見える。これは茶樹の適宜な剪枝により秋の收穫を可能にしたもので、商品生産による茶の需要の増大に伴つて工夫されたものといえよう。

茶の製造には、大体において炒法と蒸法とがあり、一般的には炒法が多かつたようである。聞竜の茶箋⁽²⁹⁾には、そのことを記して、

諸名茶法、多用炒、惟羅嶺宜於蒸焙、味真蘊藉、世競珍之、即顧渚・陽羨・密邇・洞山不復倣此、想此法偏宜於嶺、未可驟施他茗、而經已云、蒸之焙之、則所從來遠矣

とあり、浙江の羅嶺茶が蒸法によつたが、その他の多くは炒法を用いたとしている。蒸焙の法はすでに陸羽の茶経に指摘され、古くから存在したが、唐宋時代に栄えた団茶・餅茶の製造は多くその方法によつたのであろう。明代に流行した徽州の松羅茶は炒法で、とくに松羅の法として知られ、その上質の茶は茶芽を摘みとると、その尖と柄とを除去して焦げ易きを防ぎ、鉄鍋で炒焙するとき一人が傍からこれを扇して熱氣を去り、大磁盤の中に取り入れたときも急速に扇して熱氣を減じ、然るのち手でもって揉捻する、こうした焙茶と揉茶の過程を数回にわたり繰り返すものである。とくに扇を使用すれば、色は翠を保っており、扇しないときは黄色となつて香味も減ずるといわれた。⁽³⁰⁾今日、竜井茶にも上質の茶の製造にその方法が採られているようで、先年わたくしが杭州竜井の茶工場を見学したとき、大きな鉄鍋の真上の天井に大きな扇子が懸けられ、紐で引く装置がされているのを目撃したことがある。⁽³¹⁾しかし一般に

は、焙茶と揉茶との両過程が、茶の調製全体を通じて最も重要な過程で、上等の茶ほどその両過程の回数が繰り返された。それにつづいて精製と精選とが行なわれるが、それらの加工過程は多くの場合茶商によつてなされたのである。

茶の製法上、明代になつてとくに注目すべきは葉茶すなわち煎茶の発達であつて、丘濬の大学衍義補卷二「制国用、山沢之利」の条に

今世惟閩広間用末茶、而葉茶之用遍於中国、而外夷亦然、世不復知有末茶矣

と述べ、唐宋以来の末茶は福建、広東の一部に使用されるにすぎず、葉茶が全国的に風靡していたという。末茶は蒸焙して碾磑を用い細末にしたものである。また許次紆の茶疏にも、

古人製茶尚竜団・鳳餅、襍以香藥、……北苑試新者、乃雀舌冰芽、造一夸之直、至四十萬錢、僅供數盃之啜、何其貴也、然冰芽先以水浸、已失真味、又和以名香、益奪其氣、不知何以能佳、不若近時製法、旋摘旋焙、香色俱全、尤溢真味

とあり、葉茶の製法が香・色・味ともにまさっていることを指摘している。明末の田芸衡の資泉小品にも、芽茶以火作者為次、生曬者為上、亦更近自然、且斷烟火氣耳、況作人手工器不潔、火候失宜、皆能損其色也と見え、最も自然に近い方法で製造されたものが価値の高いものとして重んぜられた。これらのことは、葉茶の製法技術が明代にいたつて著しく進歩したことに共に、茶がさらに一段と大衆化したことを示すものといえるであろう。

三、通商法の施行と茶課の徴収

茶戸によつて生産された茶は、茶商その他を通じて市場に出廻り、需要者に販売されることになる。この茶の流通過程において、國家統制としての通商法が施行せられた。これは宋にはじまる制度をほぼ受け継いだものにはかなら

ないが、明の太祖がはじめてこれを実施したのは、一三六一年太祖の即位にさきだつ七年前のことである。このとき元末の動乱はまだおさまらず、太祖朱元璋にとつては、兵力の増強と軍餉の確保が緊急事であり、そのために塩法をはじめとして鑄貨・茶法・商税などの財政措置が相ついで講ぜられた。茶法に関しては、太祖実録辛丑二月丙午の条に、議立茶法、時中書省議以為、權茶之法歷代資之、以充國用、令疆宇日広、民物滋盛、商賈懋遷者衆、而茶法未行、惟興安等処、旧有課額、其他產茶郡県並宜立法征之と記している。ここにいう興安府は太祖の呉元年（一三六四）に徽州府に改められたところで、それらの江南の占領地区では、旧來茶課が徴収されていたが、元末の動乱に放置状態となつていたので、このとき中書省の議に従い改めて茶法を立案し茶課の税収をはかつたのである。そのねらいが国家の財政収入にあつたことはいうまでもない。これは太祖の即位後もひきつづき成文化されて実施せられた。

それでは、ここにいう茶法すなわち通商法とはいかなる機構であつたか。明史藥卷^二食貨志、茶法の条にはその大要を記して、

初太祖、令商人於產茶地買茶、納錢請引、引茶百斤輸錢二百、不及引曰畸零、別置由帖給之、無由引及茶引相離者、人得告捕、置茶局批驗所秤較、茶引不相当即為私茶、後又定、茶引一道輸錢一千、照茶一百斤、茶由一道輸錢六百、照茶六十斤、既又令納鈔、每引由一道納鈔一貫

とあり、その沿革をほぼうかがうことができる。その内容はいくつかに分れているが、その原型は太祖実録および正徳会典・萬曆会典などに見えている。前掲太祖実録の茶法を議した続きには、やや長文であるが、

其法、官給茶引付諸產茶郡県、凡商人買茶、具数赴官納錢請引、方許出境貿易、每引茶百斤輸錢二百、郡県籍記商人姓名、以憑勾稽、茶不及引者謂之畸零、別置由帖付之、量地遠近定其程限、由引不許相離、茶無由引及相離者、聽人告捕、而於寧安府及溧水州置茶局、批驗引由称較茶貨、茶引不相当而羨余者、即為私茶、並聽執問、商

人売茶畢、就以原給由引、赴所在官司投繳、如引不即繳、展轉影射者、論同私茶法、令府州县委官一員掌其事、從之

と詳細に記している。これによると、まず、(1)政府があらかじめ茶引を発行して産茶府州県に交付しておき、(2)商人が産茶府州県に赴いて茶を買付ける場合、その地の官署に茶の買付数量を報告し、茶百斤―一引につき銅錢二百文の割で茶課を納めて茶引の交付を請け、しかるのちはじめて茶貨を購入して自由に通商が許されること、ただし茶百斤に充たないものは畸零と称し、別に由帖が交付されること、(3)その際、産茶地の官署では茶商の姓名・貫籍を登録して調査資料にあて、なお通商地の遠近を量つて引・由に販売期限を定めたこと、(4)引・由の販売許可証を所持しないか或いは引・由と買付けの茶貨とが一致しないかして、茶をもち出すと密告され逮捕されること、さらに、(5)茶局を安徽省の興安府および江蘇省の溧水州に置いて、茶商の引・由と茶貨との批驗を行ない、余分の茶がある場合は私茶として取扱われること、(6)商人が茶を売り終れば、原給の引・由は販売地の官署に返還せしめるが、もしこれを濫用して営利をはかる者があれば、私茶の法と同罪にされること、などの内容をもつことが知られる。したがって通商法は、茶引の発行―茶課の徴収―私茶の取締り、ということに重点をおいた国家統制であるといえる。そしてその管理事務機構としては、戸部の管轄下におかれ、毎年の茶引の発行は戸部において、北京遷都後は南京戸部においてこれを行ない、⁽³⁵⁾産茶府州県の委官一名が専従職として茶引の交付、茶課の徴収などの事務処理に責任を負い、さらに茶商の通過地には茶局もしくは批驗茶引所なる官署が置かれ、その官吏が茶引の批驗および私茶の取締りに当るものであった。

つぎに販売許可証としての茶引の代価ともみられる茶課は、はじめ茶引一枚につき銅錢二百文であったが、ついで改訂され銅錢一千文に増加された。そのことは正徳会典卷三戸部課程、茶法の条に、

定茶引由条例、凡茶引一道納銅錢一千文、照茶一百斤、茶由一道納銅錢六百文、照茶六十斤

とあり、萬曆会典および王圻の統文献通考も同様に記している。この年代規定については、同じ会典の前の条文に、洪武の初め茶法を成文化したことを掲載している点から、太祖即位の洪武元年（一三六八）のころと見て差支えあるまい。このとき茶課ははじめの茶一引、銅錢二百文に比べて五倍に引きあげられている。茶法施行当初はまだ戦時中のことであり、軍餉の必要を認めながらも、占領治下の人心収攬を考慮に入れ、茶課を低くせざるを得なかったが、天下統一後は人心も安定し、物資の流通機構も概ね復旧した結果、財政の必要に応じてかかる措置が講ぜられたとみるべきであろう。

洪武のはじめに改訂された茶課、茶一引^上銅錢一千文、茶一由^上銅錢六百文の規定は、明史薬によると、その後また紙幣としての宝鈔に代えて納付せしめたという。それは一体いつ頃のことであろうか。明史薬の記録は、おそらく前掲正徳会典の景泰五年（一四五四）の条令に、

^{略上} 今後給散引由、務籍記茶商姓名籍貫茶斤引数、每引由一道、納鈔一貫・中夾紙一張、送部、鈔送庫交収、紙存

印引

とあるのに拠つたものであらう。⁹⁵これによると、このとき以来、茶商に支給する引・由にはその茶商の姓名・本籍・茶斤数・引由数を明記し、引・由それぞれ一通につき茶課として鈔一貫、それに茶引印刷の原料として中夾紙一枚を添えて納めさせることにしたというのである。この景泰五年の条令のねらいは、私茶の横行を取締るため茶の引由制度の責任制強化をはかるにあつたが、それに附随して茶課の改訂のことを載せたものにほかならない。たしかに茶課の改訂がまたもこのときになされたとみられるのではあるが、しかし茶課の納鈔事例もまたこのときにはじまつたというべきであらうか。おそらく、そうではあるまい。明代、宝鈔制度が創設されたのは洪武八年のこと、このとき額面一貫・五百文・四百文・三百文・二百文・一百文の六種の紙幣が発行され、政府は鈔一貫をもつて銅錢一千文もしくは銀一兩に比定し、民間における鈔の流通のために金銀による取引使用を禁止し、商人を対象とする商税課の

徵收は、錢三鈔七の比率で納めさせ、百文以下に限って全額銅錢納入を認めた。⁽³⁷⁾茶商も例外ではなく、各地に茶を販売する場合、その地の税課司局に赴き三十分の一の從価税で商税を納めなければならなかった。⁽³⁸⁾茶課も茶商を対象とする限りにおいては、商税の支払い方法が規定されると、必然的に茶課のそれも規定されざるを得ない。しかも通貨として高額にはおおむね鈔をあてたことから見れば、茶課の如きは当然その額に相当する鈔に切換えられたというべきであろう。そうだとすれば、茶課の納鈔事例は商税の場合と同じく、すでに洪武八年以来はじまっていたとみて差支えあるまい。会典の茶法事例にこれを記載していないのは、そのときとくに茶課を改訂したわけではなく、宝鈔制度の施行に伴い自動的に切換えられる性質のものであったためであろう。

したがって、明代の内地茶の茶課の変遷は、茶法施行当初は茶一引につき銅錢二百文、ついで洪武元年のころ茶一引につき銅錢一千文、一由につき銅錢六百文に改められ、洪武八年以来鈔法の施行によってそのまま鈔に切換えられ、その後景泰五年にいたって茶一引・一由ともに鈔一貫・中夾紙一枚に改められたことになる。洪武年間以来、茶引および茶由はそれぞれ銅錢一千文と六百文、鈔に切換えれば鈔一貫と六百文とに区別されているのに、景泰五年にいたって両者をともに鈔一貫としているのは、一体どういうことなのであるか。皇明名臣經濟錄卷三戸部茶法の条に、成化年間の茶の引由内条例を列挙しているが、その中にも「見行事例、每引由一道、納鈔一貫・中夾紙一張」とあり、景泰五年の規定が現行事例として認められ、茶引・茶由の茶課に全然差別がなかったことが知られる。これはおそらく、政府の鈔法強行維持と実際の鈔価の変動とに關係があつたのであろう。もともと鈔は不換紙幣であつたため、その価格の維持が困難であつた上、永樂時代の新鈔濫発が加わり、ますます鈔価を低落せしめて物価高騰をひき起した。これを米価について見れば、米一石の鈔価は洪武十八年(二三八五)に二貫五〇〇文であつたものが、永樂五年(二四〇七)に早くも三〇貫、ついで宣德初年(二四二六)には五〇貫、さらに天順初年(二四五七)には二〇〇貫ないし二五〇貫の状態に暴騰しているが、これは相対的には鈔の価値の低落を意味する。また正統元年(二四三六)にも鈔と銀の比

価について、「宝鈔はもと銅錢と兼使す。洪武の間、銀一両は鈔三、五貫に当り、今や銀一両は鈔千余貫に当る。鈔法の壞ること此より甚しきはなし」といわれた。³⁹⁾かかる鈔価の實際の暴落にもかかわらず、政府は鈔法の強行維持をはかり、宣徳年間以來増税によつて鈔を回収し、インフレ化を防止して經濟界の安定を図ろうとしたが、この財政政策は經濟界の實情や趨勢を無視して、いたずらに政府の強行策を敢えてしたところに無理があつた。その結果、正統から景泰年間にかけて、天下の一切の税課は洪武の旧額に引下げざることを原則として増税緩和の政策がとられるに至つた。⁴⁰⁾茶課が政府の増税政策に応じて一時引上げられたかどうかは明らかでないが、景泰五年の茶課の規定は、一切の税課を洪武の旧額に引き戻すという線に沿つて、再確認させる必要があつたのではなからうか。それと同時に、實際の鈔価の下落情況から貫以下の鈔の取扱ひ上の煩雜さを避けるために、従来の茶由六百文を引上げて一貫としたのであろう。しかしこのとき以後の茶引・茶由の鈔一貫は、洪武年間の茶引の鈔一貫とはその価値において著しく徑庭のあることを理解すべきである。

たしかに、明初通商法を実施した目的は、茶商にたいする茶課の徴収によつて、財政収入を確保するにあつた。前に掲げた萬曆会典の内地における「各処茶課鈔數」の統計によれば、原額茶課の總數は約七〇萬貫に達していた。明初における七〇萬貫であれば、大体それに相当した銅錢額もしくは銀額であつて、財政収入面における茶課のはたす役割はかなり大きかつたといえる。しかし明代中期以後には、政府が祖宗の法を墨守して鈔法の維持存続をはかり、茶課の徴収を洪武の旧額に止めておく限りにおいては、鈔価と銅錢もしくは銀との比価の著しい懸隔から、財政面における貨幣収入は甚だしく縮少せざるを得ない。成化元年（一四六五）における鈔と銅錢との法定比価は、鈔一貫が銅錢四文に比定されているので、仮りにこの法定比価をもつて原額茶課總數の約七〇萬貫を銅錢に換算すれば、僅かに二、八〇〇貫でしかないことになる。国家の財政貨幣収入面においては、ほとんど問題とするに足りない額といわねばならない。成化年間の人、丘濬の大学衍義補卷二「制国用、山沢之利」の条に、

本朝捐茶利予民、而不利其入、凡前代所謂權務・貼射・交引・茶繇諸種名色、今皆無之、惟於四川置茶馬司一、陝西置茶馬司四、間於閩津要害、置數批驗茶引所而已

と見え、宋代の茶法と比較して述べているが、これはまさしく、かれの生存した當時には、「本朝、茶の利を捐てて民に予え、其の入るを利とせず」という如く、財政収入源としてはほとんど問題外となっていたことを示すものであらう。

しかし、さらに丘濬が「前代のいわゆる權務・貼射・交引・茶繇の諸種の名色、今はみなこれ無し」としているのは、一体何を意味しているのであらうか。たしかに明代には、宋代の權務(茶の專売官庁)や貼射の法(茶の專売法の一つ)の如きは存在しなかったといえるが、しかし交引(茶交引・茶引)や茶繇(茶由)の名は、明初以来の通商法自体に引由条例が存在し、茶の引・由の發行によつて茶課が徴收されたこと、すでに見てきた通りである。そのために、國家統制としての私茶の取締りも嚴重であつた。洪武初年の引由内条例『私茶取締法の法規を、正徳會典卷^三及び萬曆會典卷^七の戸部課程、茶法の条ならびに王圻の統文獻通考卷^六征權考、茶の条などによつてみると、その大要はつぎの如くである。

一、茶の引・由無き及び茶と引と相離るるが若き者は、人の告捕するを聴す。其の茶と引と相当せず、或いは余茶ある者は私茶と爲し、並びに拏問するを聴す。茶を売り畢れば、即ちに原給の引・由を以て住売地の官司に赴き告緘せしむ。

一、凡そ茶引一道は銅錢一千文を納めしめ、茶一百斤に照し、茶由一道は銅錢六百文を納めしめ、茶六十斤に照す。諸人、但し私茶を犯さば、私塩と同じく一体罪に治す。すでに批驗せる截角の退引をもつて、山に入り影射して茶に照す者の如きは、私茶と同じく論す。

一、山園の茶主、茶をもつて引・由無き客の興販する者に売与すれば、初犯は笞三十とし、仍お原価を追いて官に没

す。再犯は笞五十とし、三犯は杖八十とし、原価を倍追して官に没す。

一、客商の販到する茶貨は、経過の批驗所にて、須らく例に依りて批驗し、引・由に截角するを要し、別に夾帶すること無くば、まさに許して放行すべし。違越する者は笞二十とす。

一、茶引を偽造する者は死に処し、当房の家産を籍没す。告捉する人には、銀二十兩を賞す。

私茶を犯す者は私塩のそれと同様に処罰されるが、そのことは大明律卷八 戸律五、課程塩法の条に私茶を規定して、

凡犯私茶者同私塩法論罪、如將已批驗截角退引、入山影射照茶者、以私茶論

とあり、その刑罰は杖一百、徒三年の罪に問われ、その所持する茶貨・車船なども没収される定めであつた。⁽⁴⁾これらの法規規定が明初以來施行されたことは、丘濬ともあろうう人がこれを知らない筈はなく、しかも茶取引や茶繇をも含めて「今はみなこれ無し」としているのは、これらの法規が明代中期にはすでに有名無実と化していたからであらうか。

元來、客商が産茶地に赴き茶戸から茶を買付け、これを市場もしくは消費者に販売するためには、その手続き上、産茶府州県においてまず茶の買付數量を登録し、所定の茶課を納めて引・由を下附され、しかるのち引・由額に相當する茶貨を茶戸から買入れて各地に販売するを得た。⁽⁵⁾茶戸も引・由を所持しない客商に茶を販売することが固く禁ぜられていたこと、さきの引由内條例に示す通りである。そして茶商の引・由と茶貨とが一致するか否かを批驗するところは、原則的には批驗茶引所の職掌であつて、この批驗茶引所が充分に整備されていることが、法の適正を期する所以でもあつた。

ところが、明代における批驗茶引所の数は極めて限られていたように見える。欽定統文獻通考の編者は、批驗茶引所に関してつぎの如き論評をしている。

■等謹按、明初陝西茶引、有火鑽峪批驗所、而江浙等處茶引、皆買於応天・常州・杭州三批驗所、又洪武五年十一月移置山西平陽太陽津批驗茶課所於豆津、此皆批驗所之可考者、其餘批驗茶課之所不能詳矣⁽⁷⁾

と。火鑽峪批驗茶引所は永樂六年に設けられ、鞏昌府徽州に属し、陝西の權茶法地域であるが、通商法施行地域では、応天・常州・杭州三府の批驗茶引所と山西の平陽府のそれとを挙げるにすぎず、その他の批驗茶引所については詳かにしえないとしている。しかし実録に散見するところを拾うと、明初以来これらのほかにも若干数は存在した事実が知られる。すなわち、英宗実録、正統五年八月丙戌の条に、

革江西南康府蘆潭批驗茶引所、以茶引於蘆潭巡檢司批驗

とあり、同じく正統七年三月丁亥の条には、

革江西南昌府批驗茶引所

とあり、正統八年八月己亥の条には、

革湖広興国州富池批驗茶引所、以其事簡、令富池鎮巡檢司帶弁

とあり、また正統十年四月辛未の条に、

革浙江嚴州府批驗茶引所、併其事干本稅課司

とあり、同じ年の七月甲午の条にも、

革四川夔州府巫山県・重慶府江北嘴・嘉定州黒水尾・瀘州小市壩并叙南(府)馬湖江口五茶塩批驗所

とあり、さらに天順元年八月乙巳の条には、

革湖広岳州府臨湘県城・陵湘二茶引所

とあり、ついでまた憲宗実録の成化十三年九月辛未の条にも、

革直隸徽州府梅口批驗茶引所

と見えて、各地の廃止せられた批驗茶引所の名が挙げられている。そのほかに私の検索洩れもないとは言えないが、明代中期になって新設された例は一件もなく、何れも裁革された例であって、それらはほとんど全部明初から存在し

たものと見てよいであろう。それにしても、広大な地域に分布する産茶地区から見て、批驗茶引所の数は決して多かつたとは言えない。

しかも注目すべきは、これらの批驗茶引所が本来の職掌以外の茶課の徴収を行なっていること、言い換えれば茶引・茶由の交付の権限を取得するにいたっていることである。これは、一体いつ頃からそのようなように変移したのか、資料の面からは明確にしがたい。ただ欽定統文獻通考卷二征權考、權茶の条によると、英宗の正統五年にかけて、

各布政司府州県批驗茶引所、無茶課者、俱裁之

と見え、批驗茶引所が少なくともこのときにはすでに茶課の徴収、すなわち引由の交付を行なっていたものとい得る。制度的にもこれを容認せざるを得なかったことは、正徳会典の景泰五年の法令に、批驗茶引所が茶商販売済の退引回収の最終的責任を課せられたことを記した続きに、

其批驗茶引所、今後給散引由、務籍記茶商姓名籍貫茶斤引數、云々

とあり、批驗茶引所の引由交付の事実を認めた上で、その責任の強化を図っていることである。これによって知られることは、明代中期に入り、批驗茶引所が本来の職務である茶引と茶貨との批驗のほか、従来産茶府州県が担当した茶引交付権、ならびに茶の販売地における退引回収権をも一手に引受けて兼務することになっていくことである。これらの業務を完遂するためには、批驗茶引所が産茶府州県の各地に広範に分布していることが絶対的に必要である。しかるに事實は、中期以来さきに列挙したごとく批驗茶引所は、「茶課無き者」もしくは「批驗簡なるを以て」裁革撤去されるものが目立っている。

その結果、通商法施行地域にあつては、成化十年代に批驗茶引所の所在地としては、僅かに南京応天府・南直隸常州府宜興張渚・浙江杭州府の三所が存続したにすぎなかったようである。かかる通商法施行地域の実情について、古今治平略卷二国朝茶權の条には、

成化中、批驗所不詳茶商姓名貫址、聴冒名給引、得伝相販売、故退引累催不繳為影射、茶出山時、不從公盤詰、批驗所又不如法批驗、而來帶者衆、又法商人詣批驗所買引、而所独在応天・常州・杭州三府、干産茶地分遠者數千里、近不下數百里、道苦遠多費、而姓名貫址易為欺

とあり、通商法の運営が適切でなく、茶商による私茶の來帶が頗る多かつたことを窺い得る。この文章は、王恕の「申明茶法奏狀」に依拠してこれを簡略化したものであるが、この王恕の奏狀はその内容ならびに彼が成化十二年（一四七六）に南京戸部左侍郎の官から雲南巡撫に転じたところから観て、おそらくその前年の頃に上呈されたものと判断される。それによると、茶商の退引の回收が、景泰五年の條例に従つて各地の巡按御史・巡塩御史・巡河御史・巡江御史・監收船料提督および洪開郎中などの官に命じて禁治搜檢させてもほとんど不可能であり、成化元年から同十年までの未回收の退引数は、合計五十八萬三千六百六十一通にも達したといふ。このように退引回收が不可能である理由として、右の奏狀には、「蓋し批驗所、簿籍を置いて茶商の姓名・貫址を附写せざるか、或いは茶商の路引に照さずしてその冒名開報するに聴まかすか、或いは引由をもつて産茶地に賣売し、他人に転売せしめるに因る。かくの如くすれば、的確な名籍を得て引を追繳せしめんと欲するも難し。況んや茶貨山を出ずれば、經過の官司すでに公の盤詰にしたがわず、また例によつて批驗もせず、縦に斤重を來帶するも、多くは財を受けて売放するにおいておや。彼なんぞ畏憚して旧引を停藏し私茶を影射せざらんや」と述べている。

さらに奏狀にはこれに続いて「南直隸の常州・廬州・池州・徽州、浙江の湖州・嚴州・衢州・紹興、江西の南昌・饒州・南康・九江・吉安、湖広の武昌・宝慶・長沙・荊州、四川の成都・保寧・重慶・夔州・嘉定州・瀘州・雅州等の処の如きは、ともに産茶地方に係る。前の三批驗所を相去ること遠きは數千里、近きもまた數百里を下らず。若し引由内條例に照して茶商、産茶府州に赴き茶課を納めて引に相当する茶をゆる買うを聴さば、人において便となし、理として必ず従うを樂しまん。誰か引由を買わずして公に茶禁を犯すを肯んぜんや。今は却つて、茶商をして皆この三所

に來りて引を買わしむ。路途驚遠にして往返に便ならず、それ一々遵依せしめて前弊をなさざらんと欲するも、また難し。況んや引由を批驗し之に截角を与え、夾帶の有無を搜檢するは、すなわち批驗茶引所の職なり。退引はまさに截角すべきなるに、今さきの三所は却つて売引を管して批驗を行なわず。過去に照して名実称わず、職掌に乖くあり。臣等切に惟うに、茶引・塩引を印造し私茶・私塩を禁治するは、これ太祖高皇帝の旧制に係る。今、官は職を修めず、民は法を守らず、茶禁の廢弛せること一に斯に至る。もし禁約を申明せざれば、ただに國家の課程を虧くのみならず、そもそも祖宗の制度を壞すを恐る」としている。

これによつて觀れば、明代中期、成化年間にはすでに批驗茶引所が応天府・常州府・杭州府の三所に限られ、この三所が引由交付の権限を独占しており、その地を遠く離れた産茶府州県の市販茶については、ほとんど野放し状態におかれていたことが知られる。それと同時に、これら三所が江南に位置し、最大の茶の需要地をひかえながら、本来の職分であつた批驗業務を等閑視する状況にあつたことは、江南方面における通商法自体の崩壊を意味するものであつた。「今、官は職を修めず、民は法を守らず」という通商法の弛緩麻痺状態は、私茶の盛行いいかえれば中期以来の茶業の發達、茶商の活動の旺盛化によつて醸成されたというべきであらう。さきに掲げた丘濬の、取引・茶絲の諸種の名色も「今はこれ無し」という表現には、當時のかかる実情が反映されていたといえよう。

四 通商法と禁權地との關係

明代中期の通商法の弛緩麻痺状態にたいして、その刷新改革を提唱したのは、さきにその弊害を痛論した南京戸部左侍郎王恕である。かれの改革案を、さきの「申明茶法奏狀」の記録によつてうかがうと、大体つぎの四点に要約できる。

(1)、今後、園戸・茶戸が茶を売り、茶商が茶貨を興販する場合には、引由交付や納課・批驗などの業務は、すべて引

由内条例に遵って行なうこと、ただし茶課は現行事例により引・由一通につきそれぞれ鈔一貫・中夾紙一枚とする。

(2)、産茶府州県では、予めその地の茶の年産額とそれに相当する引由数とを、委官を派して本部（南京戸部）に報告し、本部から引由を受領してもち帰り保管して、採茶の時期に「召商中買」の旨を掲示する。その際、買付に集まった茶商の路引を取調べ間違いがなければ、その姓名・本籍を登録し茶課を納めて引由を支給する。年終ごとに売上げた引由数の帳簿と収納した茶課とを本部に送納し、次年度分の引由を受領して帰るようにする。

(3)、各批験茶引所は、茶商の通過するに際し、例によって逐一批験を行なつて引由の一角を截取し、私茶を夾帶することがないといふれば放免する。もし夾帶の事実があれば、ただちにその地の官司に護送して問理する。年終ごとに批験した茶商の姓名・本籍・引由数目ならびに盤獲した私茶の数量などを記した帳簿を本部に送り、調査資料とする。

(4)、旧引を停蔵して返納しない場合、掲示した日から三ヵ月以内に所在の官司に届け出る者は、その本罪を免じ、敢えてこれに違つて私茶を興販する者は、各地の巡按御史などの官および軍衛・閹監などの官に命じて逮捕させ、私茶の法で処罰する。販売地の州県に返納した退引は、これを産茶府州県に封送させて調査にあて、さらにそこから本部に返納して消却するようにする。

この王恕の改革案は、現行の崩れた制度を建て直し、職掌の事務機構を明確にしたところにその特色がみられるが、しかしその事務機構はすでに明初の太祖によつて樹立された方針をより整備したものにすぎず、基本的には祖法復帰の線に沿うてなされたものに他ならない。したがつて、この改革案に附記された引由内条例九カ条も、ほとんど明初のそれをそのまま再確認するにとどまっている。ただ茶課については、景泰五年以来の現行事例をそのまま認めているが、それもすでに指摘した如く、鈔価は日に暴落の一途をたどつていたので、茶課を鈔で徴収する限り、時代の下降につれて茶課の年収額も相対的には縮少せざるを得なかつたといえる。茶課支払いの鈔から銀への切換えは、文献に示されるところでは、嘉靖五年（一五二六）に四川の通商法施行地域において、芽茶一引につき銀三錢、葉茶一引につ

き銀二錢を納めさせ、茶引を支給して茶貨の販売を許可した⁽⁵⁾ことにはじまる。これは、明らかに当時の鈔価とは無関係に茶課財政の建て直しを策した現われとみられる。江南地方における茶課の銀納はいつ頃、どのような形でなされたか明らかでないが、恐らく四川の例に準じたのであろう。それはともかく、王恕の改革案では茶課を現行事例として維持してゆこうとする限り、茶課財政の建て直しは不可能であった。茶課収益の実質的縮小化にあつて、その事務機構の改革をはかつて、それは空文化せざるを得ないのであろう。法令と実際の運営との矛盾は、すでに明代中期のはじめからみられ、特定の数少ない批驗茶引所⁽⁶⁾下級事務機関に通商法の一切の責任を負わせざるを得ない状況にいたっていたが、それは当時の茶課収益の実質的縮小化と決して無関係ではあり得ない。したがって、王恕が私茶取締りの経済統制強化のために、その事務機構を明初の線に復帰させようとしても、言うべくして実際には極めて困難であつたといわねばならない。しかも王恕ははやくも、成化十二年(改革案上呈の翌年頃)には雲南巡撫として任地に赴くにいたつていたので、これが戸部にとりあげられたとしても、どこまで実効をあげ得たかはなほ疑問とせざるを得ない。古今治平略の著者、明末の朱健が王恕の改革をもつて、「防私販之禁、甚嚴⁽⁷⁾」としていても、実行面においてはそのままには受けとれないであらう。

王恕の改革案は上述のごとく、実行面でその成果を期待しえないけれども、当時の情況判断からすれば、そのねらいは財政収入面の茶課収益をあげるというよりも、むしろ私茶の防止取締りそのものにあつたと考えられる。当時の通商法地域の私茶盛行は、当然のことながら禁榷地の茶法にも大きな影響を及ぼすからである。

すでに明初以来、陝西・四川両省は禁榷地に指定されて榷茶法(禁茶法)が施かれた。それというのは、これらの地が西藏・青海方面の西蕃諸民族と隣接してその通路に当つてるので、明朝政府は北方蒙古族にたいする国防的見地から、西蕃諸民族の統御懷柔の必要とその軍馬供給源なるに注目し、一石二鳥の策として西北辺境通路に茶馬司を設置し、官人経営の茶馬貿易を開始するにいたつた。そのために政府は、一定量の茶を官の独占におく必要から、これ

らの地の茶業にたいしてはとくに權茶法を設けて嚴重な國家統制を実施した。權茶法の施行は、陝西では洪武四年十二月、四川では同五年二月に決定をみているが、採茶の時期から考へて、何れも同五年春季から実施されたといひであらう。その方法は、陝西の漢中府管下および四川の保寧府管下の產茶州縣では、茶園の面積・茶樹の株數・茶戸數などを調査登録し、民有の茶園は歲課として收穫高の十分の一の税⁽¹⁶⁾茶課を現物徵收し、残り官價を支払つてこれを買ひ上げた。無所属の茶園は官有地に指定して、附近の軍士に栽培させ、その租¹小作料として八割を官に收め、残りを軍士の私有に歸した。こうして陝西漢中府・四川保寧府管内の生産者の茶は、茶課および官收買の形で政府の手に歸し、官茶として西北辺境の茶馬司に官運集積せられ西蕃諸民族との茶馬貿易に提供されることになった。四川ではまた、その他の成都・重慶・叙州・雅州などの產茶府州縣でも、生産者の茶戸から茶課を現物徵收する点は、保寧府の場合と同様であつたが、しかし茶戸の保有に属する茶は官收買の形をとらず、商販を許可され、江南の通商法と同じやり方がとられた。

四川に通商法がしかれたのは、權茶法の実施に少し遅れて、四川茶塩都轉運司の要請により、四川西南部の產茶地域にまずはじまつた。すなわち、太祖実録の洪武五年十二月乙未の条に、

四川茶塩都轉運司言、礪門・永寧・筠連諸処、所產之茶、各刀剪粗葉、^(中)宜別立茶局徵其税、易紅纓・氈・衫・米・布・椒・蠟、可資國用、其居民所收之茶、亦宜依江南茶法、於所在官司給引販賣、公私便之

とあり、その結果、永寧茶局を界首鎮に、雅州茶局を礪門に、成都茶局を灌州・安州・筠連州に設けて十分の一の税を茶課として官に収め、残りの民間保有の茶にはすべて給引販売の通商法がとられたことを知り得る。それ故、四川では權茶法と通商法とが明初以来並存する關係にあつたといえる。しかし禁權地域にあつては、權茶法が通商法に優先することはいうまでもない。したがつて茶戸や茶商の側では、不斷に合法的もしくは非合法的に權茶法にたいする抵抗を試みることになる。茶戸や茶商が權茶法・通商法の間隙を縫つて、非合法的な私茶による出境貿易をはかつて

いるのは、その現われとみられる。太祖実録の洪武三十年六月己酉の条に、駙馬都尉歐陽倫が私茶の出境販売により死罪に処せられたことを記したなかに、

初上命秦・蜀、歲收巴茶、聽西番商人以馬易之、中国獲其利、其後商旅多有私自販鬻、至為夷人所賤、馬價遂高、廼下令嚴禁之、有以巴茶私出境者、真以重法

とあり、茶商のなかに巴茶すなわち四川の茶をもつて密貿易に従事する者が多数に及んでいたことが知られる。これらの私茶出境は政府の嚴重な取締りにかかわらず、官憲と賄賂その他の關係で結びつく場合が多く、正徳会典卷三戸部課程、茶法の禁約事例にも、洪武三十年に禁令を出したなかに、地方官憲が「不許受財放過」と規定している。同じく永樂六年にも、

諭各關把關・頭目・軍士、務設法巡捕、不許透漏段疋・布絹・私茶・青紙出境、若有仍前私販、拏獲到官、將犯人与把關頭目、各凌遲處死、家遷化外、貨物入官

と規定し、私茶の出境が内地の私茶の場合と異なり、死刑という嚴罰の対象となっていたが、官憲と客商らの結託による私茶の出境密貿易を容易に禁じ得なかったことが、この資料からうかがわれる。

明初にすでにみられた私茶の出境密貿易は、中期以後しだいに盛んとなり、その規模も大きくなった。同じ正徳会典の景泰五年の禁令によると、

官民馬快等船、并車輛頭匹、挑担駄載私茶者、各該官司盤獲、茶貨・車船・頭匹入官、引領牙行及停藏之家、俱依律治罪、巡捕人員受財縱放者、一体究問

とあり、私茶を挑担・駄載する小民はともかく、頭匹・車船を利用した大規模な密貿易は、官憲との結託なしには容易になしえないものである。またその背後には、私茶の盤旋手引をする牙行や私茶を停藏する茶莊などが、客商らと一体となり密貿易の利益に暗躍したことが察せられる。明初、陝西・四川の官茶の茶馬司への輸送は軍夫らの使役に

よる官運を原則としていたが、宣徳十年（一四三五）に開中法による商運の道を開いてから、⁽⁵⁷⁾官運・商運の両者が併用され、その後しだいに後者の比重を増していった。このことは、茶商らの辺境方面における合法的活動を容認するとともに、私茶の密貿易を一層活潑ならしめる契機ともなったと考えられる。楊一清の楊石淙奏疏⁽⁵⁸⁾によると、

陝西禁茶地方、東自潼關、西極甘肅、南抵漢中、綿亘數千里、伏奸廈隱無處無之、臣始至陝城、拏獲積年交通進貢經過番夷代買私茶犯人三十余名、比至鞏昌、節次拏獲百余名、然惡草難去而易生、奇疾難攻而易動、且茶禁愈嚴、則茶利愈厚、利之所在趨者瀾倒、伺便而發、乘隙而動者、難保必無、其間多干碍官豪勢要之人、非軍衛有司之力所能欽制

とあり、これは成化・弘治年間における情況で、權茶地域にあつては茶禁が厳しければ、それだけ茶利も厚く、私茶による密貿易を激化し、しかも官豪勢要の庇護のもとに公然と行なわれて、容易に禁絶しがたかつたことが察せられる。これは既述したごとく、陝西の「漢中一府、歲課不及三萬、而商販私鬻至百餘萬、以為常」という茶業の發達と決して無關係ではなく、両者は相関的関係において政府の權茶法にたいする脅威となつた。

陝西の權茶法は明初以來、とくに嚴重であつたが、かかる情況を反映してか、合法的ルートによる通商法を、陝西の内部にも認めざるを得なくなつた。大明憲宗實錄の成化六年四月甲寅の條に、巡撫甘肅右僉都御史徐廷章の條陳したなかに、

^{略上}其民間所採茶、除稅官外、余皆許給文憑於陝西腹裏貨売、有私越黃河及河・洮・岷邊境、通番易馬者、究問如律、……疏入、下所司知之

と見え、從來陝西の茶は茶課のほかは官收買の形で、政府が買上げていたが、成化六年（一四七〇）にいたり茶課の現物徵收のほかは、すべて茶引を茶商らに發給して陝西の腹裏¹内地に販売を許す、という通商法を認めることになつた。四川においてはすでに指摘したごとく、明初にはやくもその西南部地域に一部通商法を認めていたが、時代の經過に

つれて四川全土に及ぶようになった。それは世宗実録の嘉靖三十一年三月壬辰の条に、四川撫按官の茶政三事を上奏したなかに、

年例茶引五萬道、額派黎・雅一萬、松潘二千、余皆行之腹裏、今黎・雅・松潘興販、浮干引目、而腹裏引目則常干無用、請斷自今年分腹裏茶引干黎・松二所、各視其原數倍之

とあり、四川の年間發給の茶引數五萬枚がいつごろ定められたか明らかでないけれども、その商茶の茶引は興販地域を指定して腹引と辺引とに分れており、從來腹裏⁽⁵⁹⁾内地の茶引は三萬八千枚、辺引は黎州・雅州に一萬枚、松潘に二千枚と規定されていたが、このとき辺引の需要が多いので、辺引をそれぞれ倍額とし、腹引を二萬六千枚におさえたことから、容易にうかがいえる。そして四川の通商法における辺引の正式決定は、從來の私茶の出境密貿易の盛行にかんがみ、これを合法化して四川辺境での西蕃諸民族と中国民間人との茶貿易を政府が容認したことを意味する。それに辺引が嘉靖三十一年(一五五二)に從來の倍額に増加されていることや、さらについて隆慶三年(一五六九)には黎州・雅州の辺引を三萬枚に増大していることなどは、茶商らの辺境における積極的活動を反映するものにほかならない。それについて、姜宝の姜鳳阿集の茶法議に四川の通商法を論じたなかで、

松潘与腹裏所売茶、価賤而利輕、黎・雅・烏思藏地方、価貴而利重、盖由松潘番人貧、而資干茶也不甚急、黎・雅・烏思藏等処西南夷、其飲食乳酪脂賦物、頗富侈、而每嘗以茶為命、茶所以貴

とあり、黎州・雅州・烏思藏(今の西蔵)方面の西蕃諸民族の間では、茶の需要度が大きく、茶の価格も内地や松潘に比して高く、茶の販売利潤が大きいだけに、四川の西辺境の民間茶市が活況を呈したことをうかがいえる。さらに同書には、これについて、

奸商有告討松潘茶、至黎雅売者、有告不准而私自往彼販売者、其原皆由地方武職等官貪利而不畏法、相与勾引而容縱之、而黎雅守備為尤甚

とあり、これによつてみても、取締りにあたるべき地方官憲が貪利で法にしたがわず、かれらと茶商らとの結託による私茶の出境が横行していたことが知られ、その通商法自体も必ずしも正常な運営がなされたとはいえないであろう。このように禁權地に指定されている四川・陝西において、私茶の密売が横行し、通商法が広範圍に実施されてくると、その直接生産者である茶戸や園戸も、その流れの渦中にまきこまれざるを得ない。すでに中期以来、軍人・官吏・商旅の私茶密貿易に刺戟されて、産茶地の茶戸たちが茶課を納入する際、「競つて細茶を以て貨売し、而して粗茶を以て官に納む」という現象がみられた。また有力な茶戸には、みずから出境密貿易に進出するものもあり、それについて「茶戸、新茶を採るごとに、方塊に形成し（磚茶の製法）、潜かに番族に入りて貿易し、官茶阻滯するを致す」といわれた。かかる情況は、茶戸内部の階層分化を激化していたと思われ、世宗実録の嘉靖十二年二月庚子の条に、巡按陝西監察御史郭圻の茶法事宜の上奏中に、

邇來園戸代有消長、而官多執滯旧冊、吏或克富差貧、致園去課存、戸多逃竄

と見え、有力な茶戸は官吏と結託して生産茶を闇の販売に廻して、ますます致富となる反面、貧しい茶戸は茶課のしわよせを一手に受けて、ますます貧困化し茶園を手離し、逃亡する者も多かつたことが知られる。

禁權地では茶課の現物徴収を建て前としていたが、茶戸による茶課の粗悪茶納入、あるいは滞納化の現象により、政府も茶課の縮減もしくは折納化を余儀なくされるにいたつた、萬曆会典卷三戸部課程、茶課の条には、

四川茶課、初一百萬斤、後減為八十四萬三千六十斤、正統九年減半償運、景泰二年停止、成化十九年奏准、每歲運十萬斤

と記し、明代中期以後、茶課の縮減と現物徴収の困難、ならびにそれに代る折納化の事情を、右の数字からある程度理解することができる。明初、一百萬斤といわれた四川の茶課が、八十四萬斤余に減少したのは明実録によると正統年間のことであり、それらの茶は官茶として年々陝西の茶馬司に供給された。それが正統九年（一四四四）には半ばに減

じ、さらに成化十九年（二四八三）には歳運十萬斤におさえられている。その理由としては、軍夫の使役による官茶の運搬が、軍夫の疲労困窮ならびに政府の経費多弁をもたらしただけに帰せられるが、その背後にはさきに述べたとき茶戸の不断の抵抗も与かって力あったものといえよう。会典には右の記録につづいて、巡茶御史の報告による萬曆六年（二五七八）の四川の茶課類をのせ、「茶課本色一十五萬八千八百五十九斤零、存彼処衙門聽候支用、折色三十三萬六千九百六十三斤、共徵銀四千七百二兩八分、云々」と記している。またその割注によると、明初權茶法の重要地区であつた保寧府管下の巴州・通江・広元・南江四州県の産茶地方が、すべて茶課折納化の対象におかれている。これは、当時の茶戸の変質過程を物語るものといわねばならない。右の数字によると、本色の現物徵収にたいして銀による折納化の比重が非常に増大しているばかりでなく、四川全体の茶課額についても、明初の百萬斤に比べると半数以下の著しい縮減になっていることが知られる。これは、明代中期以後にたいにこのような形に変つてきたもので、この数字的推移によつて、四川の茶業が明初に比して著しく衰頽に傾いたとするのは、きわめて危険であるといわねばならない。むしろ当時の權茶法に代る通商法の範圍拡大、私茶出境の盛況から判断すると、茶課の縮減に反比例して茶戸の生産茶の横流し部分が増大したこと、階層分化による貧困茶戸の没落にたいして、大茶戸による茶園集中化が進んだ結果を示すもので、決して四川の茶業が衰えたことを意味するものではなからう。

一五世紀の後半から一六世紀にかけて、陝西・四川の禁權地に通商法がひろく認められるにいたつたことは、そのこと自体が逆に權茶法の崩壊過程を意味する。政府が茶馬貿易に必要とする官茶の確保は、従来現物徵収による茶課がその大部分であつて、これに沒収された私茶などが加わつていた。しかし中期以後、茶課の現物徵収額が著しく減少されてくると、茶馬司の官茶確保に重大な支障をひきおこすことになる。そのために政府は、さきにも指摘したごとく、茶商に開中法を適用し、茶引を支給して陝西もしくは四川の産茶地の商販茶を、辺境の茶馬司に輸送させ、そのなかの四割を官に収めて残りを茶商の自由販売に供することを認め⁽⁶⁶⁾、かかる方法を用いて商茶の一部を官に確保す

るはかなかった。しかしこの開中法は、茶馬司の存在する陝西辺境(今の甘肅省)地帯にも、通商法を認めたと同じ結果になり、官人茶馬貿易の官茶独占体制と著しく矛盾するといわねばならない。それにもかかわらず、官茶を確保するには多くを商茶に依存するほかに、悪循環を繰り返すにすぎなかった。前掲萬曆会典の開中事例、嘉靖十三年(一五三四)の令に、

今後開茶之期、商人報中、每歲至八十萬斤而止、不許開中太濫致壞茶法

とあるのは、その矛盾を端的に示すものにほかならない。かくしてこの時期には、通商法は禁權地の全域に及ぶとともに、私茶の密貿易もそれに伴ってますます旺盛となり、陝西・四川の産茶地の茶だけでは需要に応じ得なくなり、従来禁權地として進出を禁ぜられていた内地の茶、ことに湖南茶の進出を合法的ルートで認めざるを得なくなった。⁽⁶⁷⁾これはすでに湖南茶が私茶の形で禁權地に流通していたからでもあるが、それはことに湖南茶が陝西・四川の茶に比べて量も多く値段も安かったからである。かかる情況で、陝西・四川の禁權地としての意義はすでに失われていたが、そのことを明確に言及しているのは、嘉靖のはじめ、四川巡撫となった王廷相である。かれの王氏家藏文集の嚴茶の条に、

近年以来、法弛人玩、雖有禁茶之名、而無禁茶之実、商旅滿於関隘、而茶船遍於江河、權要之人每私主之以図利、邇者巡按盧公稍一盤詰、即得十數余萬、則其平日可知也、夫茶可以利朝廷也、今利歸私門矣、可制諸番之命也、今仰望於商人矣、以中国御番之大權、而倒持以授之於商賈、云々

とあり、通商法・開中法・私茶の出境で国家の利權がすべて商人や權要の官紳に歸し、禁茶＝權茶の名があつて実なきことを慨嘆している。

その対策としては、「私茶の禁を嚴にし、商賈の販を絶つ」こと以外に方法なしとされているが、私茶の嚴禁と商販の吐絶とはおのずから別の問題というべきで、商人の通商活動を絶つことは、すでに禁權地に合法化された通商法

や開中法をも否定することであり、政府みずからが自縄自縛に陥ることを意味し、茶商らの實際活動からみても、実行不可能なことである。私茶の密貿易は茶商らの活動と密接不可分ではあるが、それよりもむしろ国家統制を利用してその私利私慾に狂奔する官僚郷紳層にこそ問題があった。權茶法にしても通商法にしても、私茶の嚴禁を前提としての国家統制であり、官僚郷紳層はその政治的社会的勢力を行使して法網をくぐることは容易であり、禁令が厳しければそれだけ密貿易の利益も大きかった。したがって国家統制下に、有力な茶戸や茶商らが賄賂その他の方法でかれらと結託し、その大きな分け前に与かるうとするのは必然的な勢でもあった。そのことが、禁令をしばしば繰り返しながらも、私茶の取締りを不可能とする主要な原因であつたといえる。しかしその反面、明代中期以後ますます私茶の盛況をみた背後には、これに刺激されて多数の中小商民たちの積極的進出があつたことも見逃しえない。嘉靖年間の梁材の梁端肅公奏議の茶馬事宜の条に、

略上 今使大奸巨惡、徃徃得以通番而漏網、閭閻小民、以数斤之茶、囚禁圜圜而致死者、不可勝計焉

と見えるのは、その両面を端的に示したものにほかならない。これは禁權地における現象であつたが、そのなかの無数の小民たちの動きこそ、多くの犠牲をも畏れず、禁權地における通商法を合法化し、さらにその通商法をも形式化していった力であるといえよう。しかしそれにはおのずから限界のあることであつて、すでに形式化した通商法を排除するだけの大きな力にはなり得なかつた。結局は明の崩壊まで、封建的な国家権力に結びついた官僚郷紳層や大茶戸・大商人らの営利独占を許す結果となつたようである。

む す び

以上、四章にわたり明代の茶業とその需給関係における通商法の実態を中心に考察したが、これを要約するとつぎの如くである。

明代の産茶地は大体前代と同様であつたが、地域的には南直隸・浙江・江西・福建・湖広・四川・陝西・河南・広西・貴州・雲南の各省があげられ、産茶額においては南直隸に属する今の安徽省が最も多かつたようである。そのなかで、銘茶の産地として明代とくに有名であつたところは、江南では浙江の湖州府長興県の顧渚・羅岍、杭州府錢塘県の竜井、江蘇の常州府宜興県の陽羨、蘇州府呉県の虎丘、安徽の徽州府歙県の松羅、福建の建寧府建甌県、同じく崇安県の武夷、湖南の宝慶府、長江以北では安徽の廬州府霍山県などで、なかならず松羅と霍山の茶はそれぞれ長江以南と以北に広く知られていた。茶園はほとんど山岳地帯で営まれ、その生産者である茶戸・園戸は、一般民戸と同様に田賦徭役の義務を課されていたが、内地の貢茶の産地や陝西・四川の禁權地では、時に徭役の免除を受けることもあつた。禁權地では茶園の税は茶樹の計算による現物徴収を建て前とし、それを茶課と呼んでいたが、江南その他の茶園では上供貢茶を原則とするも、中期以後はおおむね折色の形で貢賦のなかに入れて徴収されたと考えられる。したがつて江南その他の産茶地では、茶戸の自家消費分をのぞき、殆んど通商法の適用下に商販に附され、その意味では茶戸ははじめから小商品生産者としての性格をもっていた。禁權地でも通商法がその内部に適用されることによつて、その傾向が助長せられた。茶園の経営は多くが山間地帯であるだけに、農家の副業として家族労働を中心とした小規模な零細経営が多かつたと考えられるが、明代中期以来、私茶の盛況、通商法の弛緩と相まつて茶業の発達が促進され、大茶戸による茶園の集中化や茶を専業とする茶戸が各地に現われた。とくに陝西・漢中府諸州県の茶園の地主的経営や広東南海県の專業茶戸の例は、これを裏付けるものといえる。明代、茶の製法には蒸法と炒法とがあり、蒸法は權茶地域の茶馬貿易に必要な磚茶の製法、ならびに内地茶の一部に行なわれたが、その他の大部分のところでは一般に炒法が行なわれ、とくに葉茶すなわち煎茶は明代に入つて大いに流行し、大衆化したことが知られる。

茶戸によつて生産された茶は、茶商の手をへて加工もされ市場に出廻るが、その需給流通過程において通商法が適用せられた。通商法は、政府の茶引の発行、茶課の徴収、私茶の取締りに重点をおいた國家統制である。茶引は茶の

販売許可証で、茶商はその代価を支払って茶引の交付をうけ、これをもって茶戸から茶を仕入れ販売を許されるもので、これに違反する者はすべて私茶の法をもって摘発され処罰された。茶商の納める茶引の代価は茶課とよばれ、禁榷地の通商法では茶戸の納める茶課と区別して、引課・引税ともよばれた。通商法は茶の国家統制により茶課収益をもつて国家の財政収入の一助にあててすることに、その目的があつた。しかし茶課の支払いは当時の鈔法政策により鈔をもつてあて、しかも政府の努力にかかわらず鈔価は明代中期以後ますます暴落の一途を辿つたので、茶課収益による財政収入の企図は著しく削減せざるを得なかつた。その結果、事務機構の弛緩をきたし、私茶の盛行をみるにいたり、江南その他の内地の通商法は、成化年間にはほとんど崩壊に瀕するにいたつた。当時の王恕の茶法改革は、これを打解せんとしたものであるが、その実効は期待し得なかつた。陝西・四川の禁榷地にあつては、西蕃諸民族との茶馬貿易により蕃馬を安く確保する必要から、榷茶法を施き、茶戸から現物徴収および官収買によつて官茶を確保し、これを茶馬司に輸送する方法をとつていたが、四川の南部には当初から茶課を除く茶戸の保有茶には通商法を認めていた。そのことは、四川腹裏に内地の通商法の拡大を促すとともに、私茶の出境密貿易をも容易にした。もともと私茶密貿易の禁令は、禁榷地ではとくに嚴重であつたが、地方官憲や郷紳層はその政治的社会的勢力を利用し、有力な茶戸や茶商もかれらと結託して密貿易に参加したので、その禁絶は容易でなく、中期以来無力の中小商民たちも多くこれに加わり、その盛況を招いた。そのために四川では嘉靖以来、通商法の茶引を腹引と辺引にわけ、さらに辺引を逐次増加して、辺境における西蕃諸族との民間茶貿易を合法的に認めざるを得なくなつた。陝西においても四川の影響をうけて、陝西腹裏の通商法を容認し、かつ官茶の確保と官輸送に支障をきたして、商運による開中法を開き商茶の一部を確保して残りを商販にゆだねるにいたり、陝西の辺境にも通商法を認める結果となつた。かくして禁榷地の榷茶法も成化から嘉靖にいたる期間にはほとんど崩壊し、これに代つて通商法が大幅に認められることになつたが、私茶密貿易の盛況の前にその通商法自体も形式化・無力化せざるを得なかつた。

以上が本稿で種々論証してきた一応の結論であるが、本稿では明史食貨志その他の正史が簡略にしか扱っていない江南その他の広範な内地の茶業と通商法との関係を明らかにすることに重点をおいたので、陝西・四川の禁權地における種々の問題は、通商法との関係でこれを略述するにとどまった。明代、国家が茶業対策として最も精力を費したのは、禁權地における茶馬貿易のためであつて、これについては他日稿を改めて述べたいと思う。上述の論証過程には、史料不足もあつて種々不備なるを免れないことをおそれるが、大方の御教示叱正を得れば幸いである。

(一九六二・九・五)

註

- (1) 矢野仁一「茶の歴史に就いて」(『近代支那の政治と文化』所収)および「アジア歴史事典」6、茶の項目(佐伯富氏執筆)。
- (2) 徐光啓の農政全書卷三九種植・茶の条にも、王禎の農書をそのまま引用していることは明代も同様であつたことを示す。
- (3) 和田清編「明史食貨志訳註」(茶法)六二六―七頁(筆者執筆)。
- (4) W. Wagner: Die Chinesische Landwirtschaft, 1926. 高山洋吉訳「中国農書」下巻、二五二頁。
- (5) K. A. Wittfogel: Wirtschaft und Gesellschaft Chinas, 1931. 平野義太郎監訳「解体過程にある支那の経済と社会」上巻、六六頁および下巻、九〇頁。またワグナーは、安徽省祁門県の産茶地における赤色砂岩土壌の化学的分析をして、この土質の含む酸化鉄・酸化アルミニウムおよび燐酸の成分の高いことを実証し、これが農業的に利用されると非常に肥沃な耕土となり、
- (6) 陸羽「茶経」卷下、八之出。
- (7) 加藤繁「支那経済史概説」四六―四九頁。加藤博士は、陸羽の茶経によりながら産茶地の十二省に湖南を入れず、湖南の茶業が宋代になって新しく勃興したと認められているが、茶経に湖南の衡州が列記され、それが間違いない限り、すでに唐代からその地の茶業はかなり知られていたのではなからうか。
- (8) 前掲「明史食貨志訳註」六七八―九頁。
- (9) 王恕「王端毅公文集」申明茶法奏狀(皇明経世文編卷三九所収)にもほぼ同様な記載が見られる。
- (10) 明史藝文八二食貨五茶法の条。
- (11) 王圻の統文獻通考卷二六征權考、茶の条には湖南とするが、明代には通例湖南・湖北を一つにして湖広と称するので、各省(布政司)を併記する場合には湖広とされる筈で、湖南は誤り

で河南に従うべきであらう。

- (12) 広西の茶課を鈔一千一百八十三錠一十五貫とするが、宝鈔一錠は明では通例五貫に計算されているので、それによって書き改めた。

- (13) 四川の茶引数については、萬曆会典卷三七戸部、課程の引田事例、嘉靖三十一年の議准に、「四川年例茶引五萬道」と見え、年間五萬枚の茶引が交付されている。その内訳は黎、雅一萬道、松潘二千道、腹裏三萬八千道で腹裏は内地向けのものである。

- (14) 統説郭躬三七所収。

- (15) 前掲、矢野仁一「茶の歴史に就いて」二五五頁。

- (16) 統説郭躬三七所収。これには茶疏の作者許次紆が呉の人とされているが、本文には「呉松人極貴吾鄉龍井」とあり、中国人名辞典には、錢塘の人としてるので後者に従うべきである。

- (17) 民国建甌県志卷二五実業、茶の条および中国近代手工業史資料第一卷三〇四頁。

- (18) 統説郭躬三七所収。

- (19) 馮時可の茶録および康熙歙県志卷五物産の条。

- (20) 顧元慶の茶譜（統説郭躬三七所収）茶品の条。

- (21) 註20に同じ。

- (22) 大明太祖実録、洪武四年十二月庚寅の条および洪武五年二月乙巳の条。

- (23) 皇明経世文編卷一一五所収、楊石淙奏疏の爲修復茶馬局旧制第二疏の条ならびに楊一清の関中奏議鈔卷三茶馬類の条。

- (24) 韓大成「明代商品経済的發展与資本主義的萌芽」（明清社会経済形態的研究）所収、一二頁）にこれを引用している。

- (25) 明史卷一九六、方献夫伝。

- (26) 屈大均の広東新語卷一四食語、茶の条に、「每晨茶估涉珠江以鬻於城、是曰河南茶、好事者或就買茶生目製茶、初摘者曰茶生」とある。

- (27) 農政全書卷三九種植、茶の条。元の王禎の農書卷一〇百穀譜、茶の条にも四時類要を引いて同様の記載があるので、栽培法は唐宋以来ほとんど変っていないと考えられる。

- (28) 前掲、ワグナー「中国農書」下巻、二五六頁。

- (29) 統説郭躬三七所収。

- (30) 聞竜の茶箋に松羅茶の製法を説き、著者みずからその方法を試みたことを指摘している。

- (31) 私は一九六〇年一二月、杭州の西湖人民公社に属する産茶部落の竜井生産隊を訪れた。この人民公社は一五の生産隊からなり、その八が葉茶生産を専業とし、残りの七が稲作に従事しているという。竜井生産隊はその一つで、戸数一三二、人口五二六。茶業のほか養豚や野菜作りも多少している。部落全体の茶園は五〇〇畝で、山麓から山上にまで及んでいる。現在二つの木造工場をもち葉茶の製造加工を行なっている。一つは手工業工場で、直径二尺位の鉄鍋六個を一組とするカマドが備えられ、そのようなカマド一〇数組が左右二手に分けて並置されている。燃料は竹柴。もう一つは機械化されたカマド五・六基を並置した工場である。高級茶は手工業でなされ、一般茶が機械化工場で作られる。そのほか、山上に空中ケーブル式の茶葉物資運搬線が張られ、発動機で動かしている。解放前には五人の地主がいたが、現在は労働を通じてそれぞれ生産隊の一員として

働いているといわれる。茶の生産量は、解放前には一畝に四〇斤程度であったが、解放後しだいに増加し五九年度は二二〇斤、六〇年度は三〇〇斤にも達し、四月の清明節に摘んだ茶が最上で、年に四回の摘葉を行なっているという。

(32) 続説郭勇三七所収。

(33) 明史食貨志も、この文をそのまま踏襲しているが、ただ「照茶六十斤」を「照茶六百斤」とするは誤。前掲「明史食貨志記註」六三一頁参照。

(34) 前掲「明史食貨志記註」六三〇頁。

(35) 大明世宗実録、嘉靖二年三月辛未の条に、「凡引俱南京戸部印発、郡県無得擅印」と見える点から、茶引の発行交付は南京戸部の管理下にあり独占されていたことが知られる。

(36) 嘉靖刊の皇明名臣經濟錄卷二三戸部茶法の条にも、成化年間、茶の引由内条例を列挙したなかに、「茶引由内、茶引一道納銅錢一千文、照茶一百斤、茶由一道納銅錢六百元、照茶六十斤、見行事例、每引由一道、納鈔一貫・中夾紙一張」とある。

(37) 萬曆会典卷三一戸部庫藏、鈔法の条および拙稿「明代における商税と財政との関係(一)」(史学雜誌六五の一)参照。

(38) 萬曆会典卷三七戸部課程、茶課、徵課の条に、「洪武初定、凡売茶去処、赴宣課司、依例三十分抽一分、芽茶・葉茶各驗価直納課、販茶不拘地方」と見える。

(39) 大明英宗実録、正統元年三月戊子の条の少保兼戸部尙書黃福の上言を参照。

(40) 前掲拙稿「明代における商税と財政との関係(一)」参照。

(41) 大明憲宗実録、成化元年七月丁巳の条。

(42) 会典には「出園茶主」とあるが、王圻の続文獻通考には「山園茶出」とし、皇明「名臣經濟錄卷二三戸部茶法には「山園茶住」としてゐるので山園に従う。

(43) 王圻の続文獻通考には「田房家産」に作るが、会典および皇明名臣經濟錄には「当房家産」とあり、後者に従つておく。

(44) 大明律卷八戸律、課程塩法の私塩規定および成化三年刊の律条疏議卷八戸律、課程の条の私家疏議に説明している。

(45) 皇明名臣經濟錄卷二三戸部茶法の条に、「客商興販茶貨、先赴産茶府州、具報所買斤重、依納課買引照茶、出境発売」と明確に規定している。

(46) 欽定続文獻通考卷二二征權考、榷茶の条。

(47) 大明太宗実録、永樂六年三月乙卯の条。

(48) 王恕「王端毅公文集」(皇明經世文編卷三九所収)に掲載。

(49) 明史卷一八二、王恕伝。

(50) 皇明名臣經濟錄卷二三戸部、茶法の条にも同様に記録する。

(51) 前掲の王端毅公文集と皇明名臣經濟錄とを照合したもの。

(52) 前掲、皇明名臣經濟錄に所収。

(53) 成化元年に商税は錢と鈔とを半分ずつ徴収することになり、このときの鈔一貫は銅錢四文に比定され、ついで同六年にはさらに鈔一貫は錢二文に引下げられている。この比定は大体當時の時価を勘案したものと考えられ、成化十年代にはなお一層下落していたといえる。正徳会典卷三二戸部課程、万曆会典卷三五戸部商税の条。

(54) 萬曆会典卷三七戸部課程、茶課開中の条。百斤以上を扱う茶商には茶課として、十分の一の割合で茶引を支給し、百斤以下

の者には十斤毎に銀一分を納めさせ、票（由帖に当るもの）を給して興販せしめた。

(55) 古今治平略卷一二国朝茶權の条。

(56) 大明太祖実録、洪武四年十二月庚寅の条および同五年二月乙巳の条。

(57) 大明英宗実録、宣德十年冬十月壬寅の条、萬曆会典卷三七戸部課程、茶課開中の条。これによると、官に願ひ出て四川茶倉の官茶を輸送する者には、彼自身が人夫を用意して甘州・西寧の茶馬司に赴き官茶を納入した場合、官より淮浙官塩の塩引を支給してその運搬費を償う、というもので、これを運茶支塩事例とも称した。これは要するに、茶の輸送を民間商人に請負わせる方法である。その後、弘治三年には官が商人に茶引を支給して、産茶地方で茶を買わせ、それを指定した茶馬司に運搬させ、その茶貨の四割を官に収め、残りの六割を商人のものとし自由販売させる、といういわゆる入中法で商茶を官に獲得することがみられ、後にはこの方法がむしろ多くなった。何れにしても、商運により官茶を西北辺境の茶馬司に集積することが、そのねらいであった。

(58) 皇明經世文編卷一一五所収。楊石淙奏疏の「為修復茶馬旧制以撫馭番夷安靖地方事」の上奏文による。

(59) 萬曆会典卷三七戸部課程、茶課引由事例にも、これを成文化している。

(60) 前掲萬曆会典の開中事例に、四川の商販茶の茶課を嘉靖五年に銀納化し、茶一引につき芽茶は銀三錢、葉茶は銀二錢としたことを規定しており、乾隆刊四川通志卷一五茶法に、嘉靖四年

巡撫都御史王軌・巡按御史馬紀の題奉として、「毎年布政司、差官赴南京請印、引目五萬道、送与管茶官收貯、分別等地、芽茶每引三錢、葉茶每引二錢、聽商赴管茶官處報明、給以引目、照買照売、立限截角回繳、禁革湖茶、不許越界、云々」とあるところからみて、四川の通商法における茶引五萬道は、おそらく嘉靖四〇五年のころに実現されたのであろう。それとほぼ同時に腹引と辺引も定められたのであろう。

(61) 大明穆宗実録、隆慶三年三月丁巳の条。このとき、腹引が売れないのにたいし辺引の需要が不足する状況であったので、四川の茶引五萬を三萬八千に減じ、黎雅の辺引を三萬に増加して、松潘の辺引四千、腹引四千におさえた。そして腹裏と松潘との茶課は従来通りに据置き、黎雅の辺引の茶課は需要増加に応じて、芽茶は銀四錢八分、葉茶は銀三錢五分として、茶課の増収をはかった。これは、民間の私茶の出境貿易を防止し得なくなったので、政府がこれを合法的ルートにのせて茶課増収に切り換えたことを示すものといえる。

(62) 皇明經世文編卷三八三所収。

(63) 大明英宗実録、正統十三年二月辛酉の条。

(64) 大明世宗実録、嘉靖十二年二月庚子の条。

(65) 大明英宗実録、正統九年七月癸酉の条。

(66) 萬曆会典卷三七戸部課程、開中事例の弘治三年の条、大明孝宗実録、弘治三年七月戊寅の条。

(67) 大明神宗実録、萬曆二十五年三月甲辰の条。

(68) 大明世宗実録、嘉靖二年三月辛未の条。

(69) 皇明經世文編卷一四九所収。

(70) 皇明経世文編卷一〇六所収、梁端爾公奏議卷五、議茶馬事宜疏の条。

(補註) 万曆常州府志卷四錢穀志一、土貢歲進の条に芽茶一百觔を載せ、その割註に「洪武十年宜興貢芽茶四十觔、茶葉一萬三千觔、後得裁減、今歲進芽茶八十觔、南京礼部二十觔」とあり、また万曆嚴州府志卷八食貨志、貢賦の条には、「国朝、茶芽一十八觔、自永樂二年始」とあり、明初これらの産茶地では、土貢・貢賦のなかに含めて芽茶・葉茶が茶戸から現物徵収されたことがうかがえる。さらに萬曆徽州府志卷八食貨志、歲供の条には會計歲用物料のなかに、「弘治十四年以前、黄蠟二千斤、芽茶四千斤、白蠟五十斤、葉茶四千斤、斤四色銀八百五十六兩、嘉靖年間南京戶部坐派黄蠟斤銀八分、葉茶一分二釐、四色銀八百五十六兩、嘉靖年間南京戶部坐派黄蠟二千二百斤、白蠟三百五十斤、葉茶二千斤、芽茶三千斤、四色銀七百八十五兩」とあり、万曆池州府志卷三食貨、土貢の条にも「蠟・茶二千斤、銀一百四十兩、派貴池縣」と見え、中期以後おおむね折納(銀納)化していったことが知られる。欽定統文獻通考卷二九土貢考に全国貢茶額四、〇二二斤の内訳を記し、南直隸五〇〇斤、浙江五二二斤云々とあげてその現物の実数は極めて少ないが、その背後には折納化された茶戸が相当数存在したことを右の記録から推察しうるであらう。